

令和 5 年 3 月 27 日
国土交通省 熊本河川国道事務所

建設発生土の仮置き場の募集について

平素より国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
国土交通省熊本河川国道事務所では、緑川水系（国管理区間）において洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施しております。
河道掘削工事により発生した土砂は、工事の効率化・コスト縮減等を考慮し、関連工事又は他の公共事業への活用を行っているところです。
掘削土砂の活用については、工事の効率的・経済的な実施ならびに有効活用を図るため、土砂の一時的な仮置き場が必要となります。
つきましては、仮置き場を下記のとおり募集いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 応募要件

(1) 応募可能な方

土地を借地させることが可能な方
※企業・法人、個人は問いません。

(2) 土地の要件

- ①緑川等の川沿いから概ね1 km以内であること。（別添図①の概ね1 km以内を想定）
- ②仮置き土量が1箇所当たり50,000立方メートル程度以上確保できること。
- ③大型ダンプトラックで土砂の搬入が適宜できること。
- ④仮置き可能期間が概ね10年程度（詳細については、別途協議）確保できること。
- ⑤土地の使用料については、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（第25条）」に基づき算定します。

2. 応募期間及び方法

(1) 応募期間

令和5年3月～令和8年3月
※上記期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

(2) 必要書類

次の書類を郵送又は持ち込みにて提出してください。

- ①建設発生土仮置き申込用紙 → 様式①
- ②埋立等の許可証の写し（必要に応じご提出ください）
- ③仮置き位置を示した地図

3. 応募後の確認等

ご応募いただいた土地については、当事務所にて現地立会及びヒアリング等により、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、目的に適した土地と認められれば、候補地として選考させていただき、応募者へ通知いたします。

候補地確定後、実際の建設発生土搬入については、当所の事業進捗と調整を図りながら実施することとなりますので、あらかじめご了承ください。

4. 仮置き場に関する賃貸借条件

選定後、所定の手続きを経た後、「土地賃貸借に関する契約書」を締結することとします。

5. 問合せ及び提出先

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12-1

TEL 096-382-1111（代表）

FAX 096-382-0621（工務第一課内FAX）

担当 工務第一課 工務第一係（窓口）

(様式①)

申込日 令和 年 月 日

建設発生土仮置き申込用紙

国土交通省九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

建設発生残土の仮置きについて、下記のとおり申し込みます。

○仮置き場に関する事項

仮置き場所	
仮置き面積	m ²
仮置き可能期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○連絡先



所属名称：

担当者氏名：

電話番号：

(内線)

緑川水系土砂仮置場の範囲図

凡 例	
	仮置場募集範囲
	国管理区間

別添図①

